ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭審議会障害児支援部会	
第20回（R8. 7. 22）	資料２－１

社会保障審議会障害者部会	
第157回（R8. 7. 10）	資料２－１

社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえた基本指針の改正について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第51号）の概要（令和８年6月25日公布）

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。

② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。

③ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。

④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。

⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。

⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

２．福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士士法、平成19年士士法改正法】

① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。

② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。

③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

３．支援基盤の強化等【社福法】

① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。

② 災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

等

施行期日

令和９年４月１日（ただし、２．②の一部は公布日、２．③は公布後１年６月以内に政令で定める日、１．③及び⑤の一部は公布後２年以内に政令で定める日、１．⑤、⑥及び２．①の一部は公布後３年以内に政令で定める日）

2．①　福祉人材確保のための協議会、介護現場における生産性向上等の推進

現状・課題

○　介護の担い手となる生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、**介護人材の確保は喫緊の課題**。介護テクノロジーの活用やタスクシフト／シェア、業務の協働化・大規模化等の推進を通じ、職員の業務負担の軽減を図り、業務の改善や効率化により創出した時間を直接的な介護ケアに充てるとともに、職員への投資を充実させ、介護サービスの質の向上につなげるため、**生産性向上の取組を一層推進していく必要**がある。

○　これらの取組の推進にあたっては、**人材確保・定着や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等の取組に係る国及び都道府県の役割強化**（※）とともに、高齢化・人口減少の状況・人材供給量などについて地域差や地域固有の課題があることから、**地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための仕組みが必要**。

※　令和５年改正では、都道府県の努力義務として生産性向上の取組が規定された。

○　加えて、介護分野だけでなく、福祉分野全体での人材確保・生産性向上を進めていくことも重要。

見直し内容

＜人材確保・生産性向上等に係る協議会＞

①　関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する**福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務**とする

②　介護分野における**生産性向上等の取組の促進を図るための協議会の設置を都道府県の義務**（※）とする

※　介護分野においては、令和８年１月10日時点で45都道府県に介護現場革新会議が設置済。

＜国及び都道府県の責務等＞

①　人材確保や生産性向上を通じた質の高い介護の確保及び経営基盤の確立を図るための取組の推進等を、**国及び都道府県の責務**とする

②　**都道府県介護保険事業支援計画において**、人材確保、生産性向上、経営基盤の確立に係る取組事項を**必須記載事項とする**（再掲）

≪協議会のイメージ図≫

（介護分野の例）

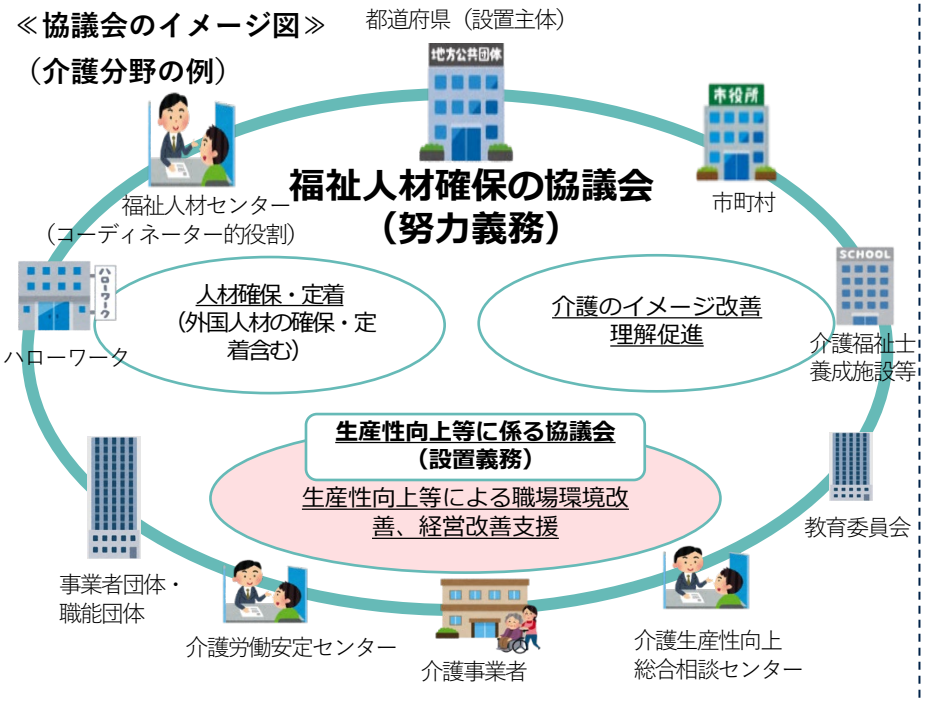

※　障害福祉分野も同様の見直しを行う。

※　上記の見直しの他、現行の離職等した介護福祉士等に係る届出制度について、地域における介護人材の実態把握や必要なキャリア支援を行うため、現任の介護福祉士等についても届出の努力義務を課す。

改正後の障害者総合支援法の条文（障害福祉計画関係）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条　（略）

２　（略）

３　市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一・二　（略）

三　障害福祉サービス又は相談支援の提供における**業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上**、その**業務に従事する者の確保及び資質の向上**その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための**安定した経営基盤の確立**の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項【新設】

四　地域生活支援事業に**従事する者の確保及び資質の向上**に資する都道府県と連携した取組に関する事項【新設】

五　地域生活支援事業の実施における**業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上**に資する都道府県と連携した取組に関する事項【新設】

４～９　（略）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条　（略）

２　都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四　（略）

五　障害福祉サービス又は相談支援の提供における**業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上**、その**業務に従事する者の確保及び資質の向上**その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための**安定した経営基盤の確立**の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項【新設】

六　前号の措置に係る目標に関する事項【新設】

３　都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　（略）

二　地域生活支援事業に**従事する者の確保及び資質の向上**に資するために講ずる措置に関する事項【改正】

三　地域生活支援事業の実施における**業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上**に資するために講ずる措置に関する事項【改正】

四　（略）

４～10　（略）

改正後の児童福祉法の条文（障害児福祉計画関係）

［市町村障害児福祉計画］

第三十三条の二十　（略）

②　（略）

③　市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一・二　（略）

三　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供における**業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上**、その**業務に従事する者の確保及び資質の向上**その他の質の高い障害児通所支援及び障害児相談支援の提供の確保とそれらの提供のための**安定した経営基盤の確立**の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項【新設】

④～⑫　（略）

［都道府県障害児福祉計画］

第三十三条の二十二　（略）

②　都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三　（略）

四　障害児通所支援等の提供における**業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上**、その**業務に従事する者の確保及び資質の向上**その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための**安定した経営基盤の確立**の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項【新設】

五　前号の措置に係る目標に関する事項【新設】

③～⑨　（略）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）の改正について

基本指針の改正（概要）

○　障害者総合支援法及び児童福祉法の改正を踏まえ、「**人材確保、生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項**」について、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の必須記載事項、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の任意記載事項として盛り込む。

○　そのほか、協議会が「支援協議会」と名称変更されたこと等を踏まえ、所要の改正を行う。

○　施行期日　：　令和９年４月1日

（参考）基本指針の構成

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- 一　基本的理念
- 二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三　相談支援に関する基本的考え方
- 四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五　障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

第二　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）
- 一　福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三　福祉施設から一般就労への移行等
- 四　障害児支援の提供体制の整備等
- 五　地域生活支援の充実
- 六　相談支援体制の充実・強化等
- 七　障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上
- 八　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三　計画の作成に関する事項
- 一　計画の作成に関する基本的事項
- 二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四　その他

第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等
- 一　障害者等に対する虐待の防止
- 二　意思決定支援の促進
- 三　障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四　障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五　障害を理由とする差別の解消の推進
- 六　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実